

ウォーター
サーバーを
契約するときは

事例 ショッピングモール

でウォーターサーバーの販売員に声をかけられた。以前、浄水型のサーバーをレンタル契約したことがあるが、そのときより月々の支払い金額が安くなっていたので契約した。しかし帰宅後、家族に話すと反対されたので、キャンセルすることにした。業者に連絡するために契約書を見ると、レンタル契約ではなく、購入契約になっていた。そのようなことは聞いていない。

従来の宅配型ウォーターサーバーの契約では、サーバー本体は無料などのレンタルで、定期的にミネラルウォーターなどを購入するのが一般的です。それに対して浄水型の場合、水は家庭の水道水を利用し、浄水フィルターやカートリッジが付いた

サーバーを契約します。サーバーは毎月定額のレンタルタイプと購入タイプがありますが、先にレンタルタイプが広まったため、購入タイプの契約をしていても、そうと気付かないケースがあります。事例の場合はすぐに事業者に出してクーリング・オフできましたが、契約する前にどちらの契約形態なのか、しっかりと確認しましょう。

また、解約条件についても注意が必要です。レンタルタイプでは一定の期間内に解約すると解約料を請求されることがあります。一方、購入タイプでは分割払いの支払い期間中に解約すると残債の一括支払いを求められます。契約書をよく読み、不明点や疑問点があれば事業者に確認しましょう。

ウォーターサーバーは機器の種類や価格、サービス内容が各社さまざまです。月々の支払い金額だけで判断せず、まずはサーバーが必要かどうかということから検討して、契約するようになりましょう。

消費生活センター

TEL 6319・1000
FAX 6319・1500